

平和人権対策特別委員会

日 時 平成26年12月4日(木) 午前10時 ~
場 所 第1委員会室

1 開議

2 案件

委員長報告について

3 閉議

平和人権対策特別委員会委員長報告

(2 6 . 1 2 . 4)

平和人権対策特別委員会が、今期4年間にわたり取り組んでまいりました経過概要を報告します。

本委員会は、平成23年3月定例会において、平和ですべての市民の人権が尊重される地域社会を実現するため、平和・人権問題の解決に必要な総合対策及び事業の推進を図ることを目的として設置されました。

この4年間で本委員会が取り組んでまいりました主なものは、犯罪被害者等の支援についての調査です。

犯罪被害者やそのご家族等は、犯罪被害による苦痛や心痛のうえに、周囲の不用意な発言などによる二次被害を受けやすく、身体的、精神的な負担は計り知れないほど大きなものとなっています。

本特別委員会では、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの視察を行い、また、執行機関から説明を受けるなど、調査を行い、その結果をまとめ、平成23年12月13日に市長に提言を行いました。

提言の内容は、被害者の人権侵害を防ぐために、

- ・相談しやすい環境で安心して相談ができる担当窓口を設置すること。
- ・財政的支援等を含めて民間支援団体等を支援すること。
- ・犯罪被害者等の置かれた状況や心理状態等に対する周囲の理解を促し、二次被害を防止するための広報啓発活動を積極的に行うこと。

などを柱とするもので、

執行機関におかれましては、提言を重く受け止め、検討ののち、「亀岡市犯罪被害者等支援条例」が提案され、制定に至りました。そののちも、条例に基

づき、犯罪被害者等への支援が積極的に展開されています。

今後においても、人権侵害を防ぎ、誰もが安全・安心で幸せに暮らせるまちづくりが進められるよう要望するものであります。

「平和のないところに人権は存在し得ない。人権のないところに平和は存在し得ない。」と言われるように、平和・人権の問題は人が生きるうえでの基礎であり、全ての行政施策の基礎です。

家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、平和や人権が根付くよう、教育や啓発の取り組みの継続と発展を望むものであります。

本委員会を振り返りますと、昭和40年8月、政府に同和対策審議会答申がされたことにあわせ、本議会として昭和44年3月、「同和対策特別委員会」が設置されました。また、昭和44年7月10日、同和対策事業特別措置法が制定されました。それ以降、同和対策に関する各種特別対策事業は、平成14年3月、特別対策の最終法となった「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまで33年間にわたり行われ、その結果、地区内外の格差は大きく改善されました。

しかしながら、すべての問題が解決したとは言えないことから、議会においては、同和問題だけでなく、平和ですべての市民の人権が尊重される地域社会を実現するために、平成15年3月に、「平和人権対策特別委員会」として、改めて設置し、調査を行ってきました。

それ以後、本市における平和の取り組みは、8月の平和月間において「平和祈念式典」や“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅の実施、「世界連邦・非核平和都市宣言」の周知・啓発が進められ現在にいたっています。

また、人権の取り組みについては、「亀岡市人権教育・啓発推進指針」に基づき、人権問題の早期解決に向け、人権啓発、人権教育を、様々な場と機会を通

じて展開されています。

本委員会においては、それらの取り組みを検証するなかで、平和、人権に関する施策、ハード事業が充実されたことや、同和問題が一般施策に移行し一定の期間が経過していること等を鑑み、委員会のあり方についても慎重に議論を十分に行いました。

その結果、本特別委員会の所管事項は概ね所期の目的を達成したと判断し、本委員会での調査は終了するものと決定をいたしました。

今後、平和・人権の諸課題は所管の常任委員会での調査に引き継がれることにより、市民が安全で安心して幸せに暮らせるまちづくりがさらに進むことを願い、本委員会の4年間の報告とします。